

## 令和4年度事業計画

### 1. 役員会の開催

#### (1) 理事会の開催

- 5月下旬 令和3年度事業報告及び決算報告書の審議
  - 12月中旬 事業計画の変更及び補正予算の審議
  - 3月中旬 令和5年度事業計画及び予算の審議
- その他、必要に応じて、適宜開催する。

#### (2) 評議員会の開催

##### (定時評議員会)

- 6月上旬 令和3年度事業報告及び決算報告書の承認

##### (その他評議員会)

- 12月中旬 事業計画の変更及び補正予算の承認
  - 3月中旬 令和5年度事業計画及び予算の承認
- その他、必要に応じて、適宜開催する。

### 2. 事業

#### (1) 社会福祉事業

- ア. 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム御園寮の設置経営  
介護老人福祉施設  
空床型(介護予防)短期入所生活介護事業

- イ. 短期入所生活介護事業所 みその寮ショートステイサービスの設置経営  
併設型(介護予防)短期入所生活介護事業

- ウ. 通所介護事業所 デイサービスセンターみそのの設置経営  
指定通所介護事業及び第一号通所事業

- エ. 訪問介護事業所 ホームヘルプサービスみそのの設置経営  
指定訪問介護事業及び第一号訪問事業

#### (2) 公益事業

- ア. 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターみそのの設置経営  
指定居宅介護支援事業  
※高屋地域高齢者相談センター事業は廃止(R4,3,31)

イ. 東広島市高屋地域包括支援センターの運営受託 ※新規 (R4,4,1)  
指定介護予防支援事業及び第 1 号予防支援事業の設置経営

(3) 地域における公益的な取り組み(社会福祉法第 24 条 2 項関係)

- ① 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減の実施
- ② 地域における認知症高齢者支援の取り組み
- ③ 東広島市社会福祉協議会等と連携した地域貢献事業
- ④ 「災害時における安心・安全に向けた相互協力に関する協定」「広島さっそくネット」「東広島市施設連絡協議会災害時相互支援協定」に基づく、災害時における施設間相互支援及び地域支援のための取り組み
- ⑤ 広島県災害時福祉支援体制への協力(福祉避難所・DWAT) ※新規
- ⑥ 「東広島市 SDGs パートナー」の標榜
- ⑦ その他

3. 事業監査等

(1) 監事による監査

5月上旬 令和3年度事業・会計に関する監査  
その他 必要に応じて 随時実施

(2) サービス自己評価の実施

1月下旬 各事業所スタッフによる自己評価実施  
3月上旬 ホームページ上で公開

(3) 行政による法人指導・監査、介護保険実地指導等

要請に応じて随時

(4) 情報公開

- ① 定款・事業計画書・収支予算・事業報告書・収支決算書・監事監査報告書役員等報酬基準・現況報告書を窓口での閲覧およびホームページ上での公表
- ② 財務諸表電子開示システムによる情報公表
- ③ 介護サービス情報公表制度による情報公表
- ④ 全国社会福祉法人経営者協議会ホームページ上での「地域における公益的な取組の状況」の公表

## 令和3年度の重点課題

### 「事業の継続的実施のための体制強化」

2年余に亘る新型コロナウイルスの全世界的な感染は、拡大と縮小を繰り返しながら予想以上に長期化し、一部地域の医療体制の崩壊に近い逼迫や日常生活や経済活動の制限など、これまでに経験がないくらい我々の生活に影響を及ぼしている。感染そのものによる健康被害は元より、医療・福祉・介護を含むエッセンシャルワーカーの就業制限等による人手不足を原因としてサービスの提供が困難な事態も引き起こしており、早期の終息が望まれる。社会全体の感染防止対策の拡大による経済活動の縮小、それに伴う失業者や自殺者の増大など、支援を必要とする者は増加している。孤独・孤立の状況下に置かれた者や生活困窮者等の地域の福祉ニーズは多様化しており、社会福祉法人には、これらに的確に対応することが求められている。それぞれの提供しているサービスと併せて、「地域における公益的な取組」を一層促進していくことが必要である。

こうした危機的状況に直面しながらも、人口減少は着実に進んでおり、社会福祉法人の役割や事業展開の進め方等、社会福祉法人の在り方にも変化が求められている。本年度は予めから検討が進められてきた「社会福祉連携推進法人」の制度がスタートする。こうした状況も踏まえ、法人間連携等の活用を含めて、社会環境の変化に対応した多様な事業展開を適切に進めていくことが求められる。

一方、介護保険制度においては、令和3年度の介護報酬改定において、災害時や感染症拡大期においても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制づくりを目的に「BCP（業務継続計画）の策定」が義務付けられた。平常時からの準備とシミュレーション、訓練の実施が求められることから、サービスごとのBCPの策定に向けて取り組むとともに、災害時においても地域に貢献できるよう、福祉避難所の指定・DWATへの協力に取り組む。

令和3年度介護報酬改定では、「介護サービスの標準化」の観点から、国によるデータベースシステム「LIFE」が本格稼働し、加算にも組み込まれた。新しい取り組みに関してはデータ収集や登録に多くの手間を要することに対して、そのフィードバックが未だ不十分であり、データを十分に活用できてはいない。しかしながら、今後の方向性に鑑み、本会としては引き続き「科学的介護の推進」に取り組むこととする。

こうした諸課題への対応に対する障壁となっているのが「慢性的な人材の不足」である。従来の処遇改善加算に加えて、本年度は新たな補助金および10月以降新たな加算により、さらなる処遇改善が進められる。本会としては、賃金以外の処遇改善や業務革新による生産性の向上など労働環境の整備に取り組み、魅力ある福祉・介護の職場づくりを進める。従来の介護人材確保・定着の取り組みに加えて、昨年度は特定技能の外国人職員を雇用したが、引き続き、多様な人材の登用を進める。もう一つの課題として示されている「介護ロボット・ICTの活用」等による「介護現場の生産性の向上」を推進し、働き方改革関連法に沿った「労働環境の改善」と「サービスの質を担保・効率的な事業運営」の両立を目指すこととする。

### ① 適切な事業実施の取り組み

人口減少社会や、それに伴う社会保障制度の基本コンセプトである「地域共生社会の実現」に向けて、介護保険制度だけではなく、社会福祉法改正や、働き方改革など、行政施策を含めた社会全体の流れが大きく変動している。社会や地域ニーズの変化を的確に捉えた上でそれに対応した事業を進めていくことが必要である。

「感染症や災害への対応力の強化」「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」「介護人材の確保・介護現場の革新」は当法人の事業としても重点的に取り組むべき課題であり、新たな評価に対応できる取り組みの強化努める。そのために、役職員一同、各種基準・通知等についての情報収集や理解を深め、法令を遵守した上で、適正な事業運営を行うよう努める。

### ② サービスの質の向上

介護サービスを業としている以上、サービスの質の向上に常に取り組むことは当然の努力であるが、今後更に「経験と勘」に頼らず、「数値的データ」や「根拠」をもって介護を展開していくことが求められる。「LIFE」は、サービスの質の「見える化」「標準化」を目指すものであり、「データを活用したPDCAサイクル」による質の向上に取り組む。

サービス利用者への説明責任を果たすためにも、役職員一同、委員会活動・各種研修等の機会を通じて、技術向上等上記の課題に取り組む。また、本年度よりWEBによる研修システムを稼働させるなどICTの導入活用も含めて今まで以上にサービスの質の向上に努める。

### ③ 地域への貢献

人口が大幅に減少することにより地域社会の維持が困難になることを想定した「2040年問題」への対応のため、「制度による縦割りから地域ぐるみ」への変革が求められており、社会福祉法人にはより一層地域支援の姿勢が求められる。これまでも地域課題の把握、地域連携体制の構築等に努めてきたが公益法人としての役割に鑑み、他施設や他分野とも連携して、より地域にわかりやすい内容での地域ニーズへの対応に取り組む。

本年度より「災害時の福祉支援体制」を福祉関係団体および行政を中心に構築していくこととなる。災害時のDWT（災害派遣福祉チーム）への協力や福祉避難所の設置、災害ボランティアへの協力等、災害発生時においても地域に貢献できるよう平時から備える。

また、国連が2030年までに達成すべきゴールを示した「SDGs」は、社会福祉法人の目指すべきゴールとの共通点も多いことから、17のゴールのうち「すべての人に健康と福祉を」「働きがいも経済成長も」「住み続けられるまちづくりを」の3つのゴールを念頭に置いて事業を進める。

また、東広島市から「東広島市高屋地域包括支援センター」の運営委託（令和4～8年度）を受け、高屋町域の地域共生社会の実現のため、活動を開始する。

### ④ 人材の確保・定着、職場環境改善

労働生産人口の減少が見込まれる状況において介護サービスの需要が継続的に拡大する

中、それを支える介護職・看護職等の介護人材の不足は深刻度を増しており、最早我が国全体の課題となっている。更に将来的な人口減少は現実化していることから、「介護サポーターの導入」などの幅広い人材の活用や外国人材の雇用など、多様な確保策が提起されていることから、当法人としても幅広い人材確保に努める。また、獲得した人材の定着に向けて、職員のキャリアアップの支援に努めるとともに、「介護職員処遇改善支援補助金（10月から「介護職員等ベースアップ等支援加算）」「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」等を原資とした幅広い職種の賃金改善等、就業環境の改善に継続的に取り組む。

加えて、業務の効率化を進めるため、ICTの活用や介護ロボットの導入等も含めた「介護現場の生産性の向上」にも積極的に取り組み、職場環境の更なる改善に努める。

#### ⑤ 適正な事業管理と利益の確保

当法人においては、近年事業状況の変化等を要因として、単年度の収支状況は良好とは言えない。前年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、特に在宅サービスへの大きな影響が見られている。近年、大規模災害や感染症等による事業経営への影響は大きくなってきていることから、より一層適正なリスク管理及び事業管理に努め、事業継続のための体制を整え、必要な費用の確保のための適正な利益の確保に努める。